

# 税制改革に向けて (要 望)

令和2年10月

一般社団法人 中国経済連合会



## はじめに

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な業種において、深刻な影響が生じ、未だ収束が見通せない状況である。ウィズ・コロナを前提としたうえで、感染拡大防止と経済活動の両立を如何にして図っていくかが重要な課題となっている。

また、今次コロナ禍により顕在化したデジタル化の遅延、サプライチェーンの脆弱性への対応も急務であり、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等による、ポスト・コロナを見据えた地域産業の競争力強化、新規成長産業の創出が必要である。

若者の流出や疲弊・衰退に歯止めのかからない地方圏の維持・再生も不可欠であり、首都圏一極集中の是正、大都市圏からの人材還流の観点から、テレワークの普及促進や地方拠点強化等を図ることによって、地域の自立・活性化を推進していくことが必要である。

さらに、中国地域においては、事業継続計画（BCP）策定に未着手の中小企業も多く、頻発する激甚災害や今次コロナ禍を教訓とした、企業の防災・減災・防疫対策が重要な課題となっている。

中国地域が持続的成長を実現していくために克服すべき、こうした課題に取り組むにあたり、税制の果たす役割が極めて大きいことから、当連合会は、以下のとおり税制改革に関する要望を取りまとめた。

政府におかれては、本提言を踏まえ、早期に改革を実施していただくよう要望する。

一般社団法人 中国経済連合会

会 長 荻 田 知 英

## 1. 企業の活力向上に資する法人課税

わが国経済の持続的成長のためには、地方経済の活性化が不可欠であり、それぞれの地域の産業・雇用を支える企業が、厳しさを増すグローバル競争を勝ち抜いていけるよう、ポスト・コロナを見据えたデジタル化の促進による国際競争力の強化や、イノベーション・エコシステムの構築に資する法人税制が必要である。

### (1) 企業の国際競争力強化に資する法人課税

製造業比率の高い中国地域においては、「ものづくり産業」の生産拠点が重層的に集積し、全国平均を大きく上回るペースで輸出を拡大してきた。今後とも中国地域の「ものづくり産業」が地域経済をけん引していくためには、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進によりイノベーション創出を加速し、基幹産業の国際競争力の強化や新規成長産業の育成を図ることが急務となっている。

研究開発税制について、企業の積極的な研究開発投資の促進による国際競争力強化の観点から、総額型の控除上限を法人税額の25%から30%に引き上げるとともに、オープン・イノベーション型の適用要件の緩和、事務手続の更なる簡素化を図るなど、制度全体を拡充していくべきである。

また、法人実効税率について、企業の競争力確保の観点から、主要先進国等の今後の動向を踏まえつつ、更なる引き下げを検討していくことが必要である。

### (2) 電気・ガス供給業に係る法人事業税収入割の見直し

電気・ガス供給業における法人事業税の課税標準については、令和2年度税制改正において、発電・小売事業全体の2割程度に外形標準課税の組み入れが行われたところであるが、課税の公平性確保の観点から、引き続き同年度与党税制改正大綱に則り検討を進め、早期に一般の事業と同様の課税方式に統一するべきである。

## 2. 地域の自立・活性化に資する税制

中国地域においては、5県全てで人口が減少するなど、人口減少、少子高齢化が急速に進展し、中小都市や中山間地域の疲弊・衰退が深刻化している。

一方、首都圏では、10代後半から20代の若者を中心に24年連続で転入超過となり、企業の本社移転も9年連続で転入超過となるなど、首都圏一極集中に歯止めがかかっていない。

わが国が持続可能な成長を実現するためには、国土全体の均衡ある発展が不可欠である。今次コロナ禍で顕在化した首都圏一極集中リスク軽減の観点からも、地方圏の人口流出の抑制や地域社会の維持・存続に向けて、地域の自立・活性化に資する税制が必要である。

### (1) 地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の見直し

個性豊かで活力に溢れる魅力的な地域づくりを推進していくためには、自立的・機動的な地域経営を可能とするための、地方財政の強化が必要である。

平成31年度税制改正において、法人事業税の一部を分離し、地方法人課税の新たな偏在是正措置として特別法人事業税・譲与税が創設されたところであるが、今後とも地方分権改革を進め、更なる地方税の充実を目指すためには、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築が不可欠である。地方の安定財源確保の観点から、引き続き、地域間の偏在性、景気による変動性が大きい地方法人二税（法人住民税・法人事業税）を縮減・廃止もしくは国税に編入し、地域偏在性が小さく税収の安定性も高い地方消費税を拡充することを検討するべきである。

また、地方分権改革を推進していく観点から、将来の分権型道州制を見据えた環境整備を推進していくことが必要である。

## **(2) 地方拠点強化に資する税制の拡充**

歯止めのかからない首都圏一極集中を是正し、地方経済を活性化するためには、地方圏に人材・資金を呼び込むための、従来以上に踏み込んだ施策により、多核連携型の社会を構築することが必要である。

地方拠点強化税制について、これまでの実績や効果などを検証し、より実効のあがる仕組みとなるよう、支援対象施設の追加や適用要件の緩和を図るなど、制度を拡充すべきである。

また、地域の強みを活かした先進的な事業の創出・集積を促進するため、サプライチェーンの多元化の視点も織り込み、本年度末で期限切れとなる地域未来投資促進税制を拡充・延長すべきである。

加えて、今次コロナ禍を踏まえ、感染拡大防止、大都市圏の人材の地方還流の観点から、地方企業のテレワーク等のデジタル化を促進する税制の拡充が必要である。

さらに、地方移転の流れを確たるものとするためには、政府主導による政府機関や独立行政法人等の地方移転の更なる促進が必要である。デジタルガバメント促進の一環として、各省庁のリモート化可能な業務を地方へ移管するとともに、これまでの実績や効果を検証したうえで、KPIを設定してその実現に向けての取り組みを強化するなど、仕組みを抜本的に見直し、国家戦略として、より実効のあがるものとするべきである。

## **(3) 中小企業の円滑な事業承継に資する税制**

中小企業は、生産基盤や雇用を支えるなど重要な役割を担っており、その事業承継・活性化は、地域経済にとって極めて切実な課題である。中国地域においては、経営者の高齢化が進展する中で、後継者不在率が7割を超えており、今次コロナ禍による休廃業・解散の増加も懸念されている。

中小企業の事業承継税制については、平成30年度税制改正で法人版、平成31年度税制改正で個人事業者版の事業承継税制が創設されているが、これらは何れも10年間の特例措置となっている。

後継者の税負担軽減による事業承継の促進・円滑化の観点から、利用実績や効果等を踏まえ、対象要件の緩和、手続の簡素化を図るとともに、制度を恒久化し、周知・サポート体制を強化するなど、

より実効のあがる仕組みとなるよう制度を拡充するべきである。

また、後継者不在の中小企業が7割超となっている実態を踏まえ、M&Aを含めた第三者承継促進の観点から、事業承継税制の拡充を検討していくべきである。

#### **(4) 国際観光旅客税の地方への配分**

観光振興は地方創生の大きな柱であり、中国地域においては、観光資源の魅力向上に向けて、歴史・文化的資産や自然景観等を活かした広域観光周遊ルートの開発、訪日外国人旅行者の受入環境整備等に、地域を挙げて取り組んでいる。

地域が取り組むこうした観光振興施策の安定的財源確保の観点から、国際観光旅客税における税収の一定割合を、自由度が高く創意工夫を活かせる交付金あるいは地方譲与税等により、地方に継続的に配分することを検討するべきである。

### **3. 企業の防災・減災・防疫対策促進税制**

中国地域は、土砂災害危険箇所が全国的に見ても多いエリアであり、近年、大規模な土砂災害が頻発している。また、自然災害の激甚化に伴い、事業用建物の倒壊・浸水、交通網の途絶等によりサプライチェーンが寸断され、幅広い業種の生産活動が長期間停止するなど、地域経済に深刻な被害が生じる事案が頻発している。

30年以内の発生確率が「70～80%」と推定されている南海トラフ地震については、中国地域においても、広範囲に被害が及ぶことが懸念されており、生産拠点が多数集積する山陽3県を中心に、直接被害に限っても7兆円超の被害が発生するとの試算がなされている。

また、今次コロナ禍による地域経済への深刻な影響を踏まえ、パンデミックへの対応の観点から、感染拡大防止を図りつつ、事業を継続していくことが新たな課題となっている。

近年頻発する激甚災害や今次コロナ禍から得た教訓を踏まえ、ハード・ソフト両面からの国土強靱化、サプライチェーンの寸断回避対策の一環として、企業による事業継続計画（BCP）の策定・改善、耐震・防水性向上・移転等の自主的防災・減災対策、防疫対策を促進するための、企業規模の大小を問わない税制優遇措置の整備・拡充が必要である。

#### 4. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

自動車産業は、中国地域の雇用を支える基幹産業であり、自動車は、公共交通を補完する重要な移動手段となっている。自動車関係諸税については、CASE等の技術革新、環境負荷低減等の社会的要請といった情勢変化を踏まえつつ、中長期的視点から、制度の簡素化を含め、抜本的見直しを検討していくことが必要である。

また、コロナ禍に係る緊急経済対策の一環として、自動車税・軽自動車税の「環境性能割」を1%分軽減する臨時的特例措置が半年間延長されたところであるが、これに加え、国内需要の喚起、地域経済の好循環や地域社会の維持・活性化の観点から、取得時における税負担の大幅軽減が必要である。

さらに、期限切れとなる自動車重量税のエコカー減税について、技術開発の促進や次世代自動車普及促進の観点から、対象を絞り込むことなく延長することが必要である。

#### 5. 地球温暖化対策税の抜本的見直し

中国地域には、自動車・鉄鋼・化学をはじめとする製造業の生産拠点が重層的に集積しており、CO<sub>2</sub>排出量の多いエネルギー多消費型産業の比率も、全国平均を大きく上回っている。

中国地域のものづくり企業がグローバル市場において厳しいコスト競争を展開する中で、地球温暖化対策税は、エネルギーコストの上昇要因となり、企業の国際競争力に大きな影響を与えている。加えて、税収実績や具体的用途が明らかにされておらず、エビデンスに基づく定量的な削減効果の検証もなされていない。こうした状況を踏まえ、地球温暖化対策税については、その実績・効果を検証したうえで、制度のあり方を含め、抜本的な見直しを検討することが必要である。

また、新たな炭素税等の導入については、エネルギーコストの更なる上昇により、わが国企業の国際競争力低下を招来するのみならず、長期温暖化対策に必要な技術開発・投資の阻害要因となるものであり、今次コロナ禍の影響で国内経済が大きく停滞する現下の情勢に鑑みれば、具体的議論を開始できる状況にはない。

以上